

埋蔵文化財の照会をお忘れなく!

北杜市内には、約1千ヶ所の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)があります。

遺跡は地域の歴史を知るための貴重な文化財で、遺跡内で土木工事を行う場合には、**文化財保護法の届出**が必要です。

掘削をともなう土木工事等(住宅、太陽光発電施設等の建設、上下水道、浄化槽の工事、山林伐採後の抜根、土地の造成など)の際は、**北杜市埋蔵文化財センター**まで遺跡の有無をお問い合わせください。

北杜市埋蔵文化財センター 電話 0551-25-2019

